

hue医療勤務環境改善事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、病院の管理者が医師、看護師等の医療従事者等の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な勤務環境を改善する活動を促進するため、医療勤務環境改善事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「医療勤務環境改善事業」とは、ふじのくに医療勤務環境改善支援センターの支援を受けて医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針（平成26年9月26日付け厚生労働省告示第376号。以下「指針」という。）に基づく勤務環境の改善に関する計画（以下「改善計画」という。）を策定し、改善計画に定めた事項を適切かつ継続的に実施する事業をいう。
- (2) この要綱において「事業者」とは、県内の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項）に規定する病院（静岡県立静岡がんセンター、静岡県立総合病院、静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院を除く。）の開設者をいう。

第3 補助の対象等

- (1) 補助の対象及び補助率（額）は、次の表に掲げるとおりとする。

補助の対象		補助率（額）
補助対象経費	補助基準額	
医療勤務環境改善事業に要する次に掲げる経費（ただし、指針第8条第2項第2号に係るものを除く。） (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 使用料及び賃借料 (6) 委託料 (7) 備品購入費 (8) 負担金	1病院あたり 6,000,000円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1（医療法第7条第1項又は第2項の規定による許可に係る病床数が200床未満の病院にあっては3分の2）を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とする。

- (2) 一の事業者に対する交付は、1病院当たり通算して2回を限度とする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 経費所要額調（様式第3号）

エ 収支予算書（様式第4号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）

イ 補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合で、事業費の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号に定められている耐用年数等に相当する期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた年度）終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第5号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更経費所要額調（様式第3号）

エ 変更収支予算書（様式第4号）

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第6号）

イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 経費所要額精算書（様式第3号）

エ 収支決算書（様式第4号）

オ 改善計画

カ その他知事が別に定める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して10日を経過した日（第5の(1)のイにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して10日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第7号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）により別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和7年度分の補助金から適用する。

様式第 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

医療勤務環境改善事業費補助金交付申請書

第 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年度において医療勤務環境改善事業を実施したいので、補助金を
交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円
（補助金所要額） （補助金に係る消費税仕入控除税額等） （補助金額）
円 － 円 ＝ 円

2 事業の目的

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第 2 号（その 1）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

勤務環境に関する現状・課題				
上記課題に対する本事業の概要 （詳細は様式第 2 号その 2 に記載）				
上記課題に対する本事業の効果				
効果測定のための指標	区分	現状値	目標値	備考
		(年)	(年)	
		(年)	(年)	
		(年)	(年)	

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第 2 号（その 2）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

区 分	事 業 内 容
(1) 働き方の改善に関する事業	
(2) 働きやすさの確保のための環境の整備に関する事業	
(3) 働きがいの向上に関する事業	
(4) その他必要な事業	

(注)

- 1 該当する項目に記入すること。
- 2 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。
- 3 設備整備を行う場合は（様式第 2 号（その 3））を添付すること。

様式第 2 号（その 3）（用紙 日本産業規格 A 4 横型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

品 目	銘 柄	規 格	数 量	単 価	金 額	設置場所	備 考
				円	円		
計							

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第 3 号（用紙 日本産業規格 A 4 横型）

経費所要額調（変更経費所要額調、経費所要額精算書）

総事業費 A	寄附金その他の収入額 B	差引事業費 (A－B) C	対象経費の 支出(予定)額 D	基準額 E	選定額 F	県費補助 基本額 G	県費補助 所要額 H
円	円	円	円	円	円	円	円
計							

(注)

- 1 「選定額」欄は、D欄の額とE欄の額とを比較して少ない額を記入すること。
- 2 「県費補助基本額」欄は、C欄の額とF欄の額とを比較して少ない額を記入すること。
- 3 「県費補助所要額」欄は、G欄の額に2分の1（医療法第7条第1項又は第2項の規定による許可に係る病床数が200床未満の病院にあつては3分の2）を乗じて得た額を記入し、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。
- 4 変更経費所要額調べの場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第 4 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第 5 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

医療勤務環境改善事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた医療勤務環境改善事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第 6 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

実 績 報 告 書

第 号

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた医療勤務環境改善事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第 7 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた医療勤務環境改善事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第 8 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた医療勤務環境改善事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円
- 4 補助金返還相当額（3 の額から 2 の額を差し引いた額） 金 円

（注）

- 1 記載内容が確認できる書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付すること。
- 2 以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名